

# 保 管 依 頼 書

年 月 日

菊川市長 宛

下記買受財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、菊川市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失等の被害を受けても、菊川市が一切責任を持たないことに同意します。

記

区分番号：\_\_\_\_\_

財産名称：\_\_\_\_\_

保管期限：\_\_\_\_\_年 月 日まで

買受人 住 所

氏 名

⑨  
(認印)

電話番号

## ○注意事項

- ・買受代金納付後に菊川市に保管費用が発生した場合、その費用は買受人の負担となります。
- ・保管期限は、買受代金買納付日から 60 日未満となるよう厳守してください。
- ・買受人が法人の場合は、その名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載してください。